

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
 に改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(連結の範囲) 第三条 「略」</p> <p>2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。次条第一号、第十一条の三第二項及び第七十六条第四項第二号）において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等という。第二十六条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。</p> <p>3 「略」</p> <p>(株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー) 第七十六条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャーのうち、国際統一基</p>	<p>(連結の範囲) 第三条 「同上」</p> <p>2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。次条第一号及び第十一条の三第二項において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等という。第二十六条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。</p> <p>3 「同上」</p> <p>(株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー) 第七十六条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

準行については総自己資本の額（第二条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあっては同条第三号の算式における総自己資本の額をいい、第十四条に規定する単体自己資本比率を算出する場合にあっては同条第三号の算式における総自己資本の額をいう。）に、国内基準行については自己資本の額（第二十五条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあっては同条の算式における自己資本の額をいい、第三十七条に規定する単体自己資本比率を算出する場合にあっては同条の算式における自己資本の額をいう。）にそれぞれ十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができる。

一 我が国の政府関係機関又はその子法人等（以下この号において「政府関係機関等」という。）と共同で行う投資であつて、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受けるものであること。

二 次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。

イ 規則第十七条の二第五項に規定する会社

ロ 規則第十七条の二第六項に規定する会社

ハ 規則第十七条の二第八項及び第十七条の七の三第一項に規定する会社

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外

のものに係るエクスポージャー)

第七十六条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。第七十六条の四の二、第七十八条の二の三及び第七十八条の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第八条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第二十条第三項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。第七十八条の二の三において同じ。）のうち、対象普通株式等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第七十八条の二の三において同じ。）及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては四百パーセントとし、同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあっては百パーセントとする。）とする。

のものに係るエクスポージャー)

第七十六条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。第七十六条の四の二、第七十八条の二の三及び第七十八条の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第八条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第二十条第三項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。第七十八条の二の三において同じ。）のうち、対象普通株式等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第七十八条の二の三において同じ。）及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、四百パーセント）とする。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第六十六条 第七十六条第一項及び第四項の規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー(第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。)」とあるのは、「株式等エクスポージャー(第六十七条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。)」と読み替えるものとする。

(他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第七十八条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第五十三条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセント(第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセントとし、同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあつて

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第六十六条 第七十六条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー(第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。)」とあるのは、「株式等エクスポージャー(第六十七条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。)」と読み替えるものとする。

(他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第七十八条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第五十三条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセント(第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセント)のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

は百パーセントとする。) のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。